

教員の懲戒処分について

平成24年8月30日
公立大学法人山口県立大学

- 1 懲戒処分を受ける者
山口県立大学看護栄養学部教授（男性）
- 2 懲戒処分決定日
平成24年8月30日
- 3 懲戒処分の量定
停職6月
- 4 処分理由
被害者（学生）に対するハラスメント及びストーカー行為を繰り返し、被害者の学習する権利を不当に侵害するとともに、法人の名誉及び信用を著しく傷つけたことによる。
- 5 事案の概要
処分を受けた教員は、平成23年6月から被害者と急速に親密な関係となり、2人だけで深夜のドライブ、買い物や飲食等に出かけるとともに、正当な理由もなく自宅に宿泊させるなど、不適切な行為を行った。
さらに、恋情を綴る手紙を被害者に渡す、被害者の実家の写真を撮ってメールに添付して送信する、いわゆるラブホテルへ誘うなどのセクシャルハラスメント等を行った。
また、親密な関係が解消した後、被害者をその友人等から孤立させるような発言を行ったほか、被害者及びその友人等に、「単位の認定についてはどうにでもなる」というような権力的な発言を繰り返すなどのハラスメントを行い、被害者に大きな精神的苦痛を与えた。
- 6 本学の対応
 - (1) 平成24年2月14日、被害者からアンチ・ハラスメント委員会に、ハラスメントの相談があり、委員会が慎重に事実関係の調査、検討を行った。
 - (2) 平成24年7月27日、委員会から理事長あてに、ハラスメントに該当する行為があった旨の報告がなされた。
 - (3) 平成24年8月1日、臨時の教育研究評議会を開催し、教員の懲戒処分について審議を開始することを決定した。なお、教員には、8月2日付けをもって、当分の間、自宅待機を命令した。
 - (4) 本日、臨時の教育研究評議会において、再度の審議が行われ、停職6月の懲戒処分が相当であるとの決定がなされた。
 - (5) 評議会での決定を受け、理事長が処分を行うことを決定した。
- 7 管理監督責任
理事長
・ 8月分報酬の1/10を自主返納
事案発生当時の所属学部長
・ 理事長名での文書訓告